

# 補足資料

## 落札者決定について

# 社会的要請評価優先方式

- (1) 社会的要請評価点が20点以上の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とします。
- (2) (1)の条件を満たす者がいない場合は、総合評価点が最も高い者を落札者とします。  
この場合、区は落札者に対して社会的要請項目に係る取組の改善に向け指導を行います。

# 落札者決定順について

同一事業者による受注は最大2校であることから、同一事業者が複数の対象工事において第1順位となった場合は、次ページの「落札者決定順ルール」により、落札者を決定します。

## 落札者決定順導入の目的

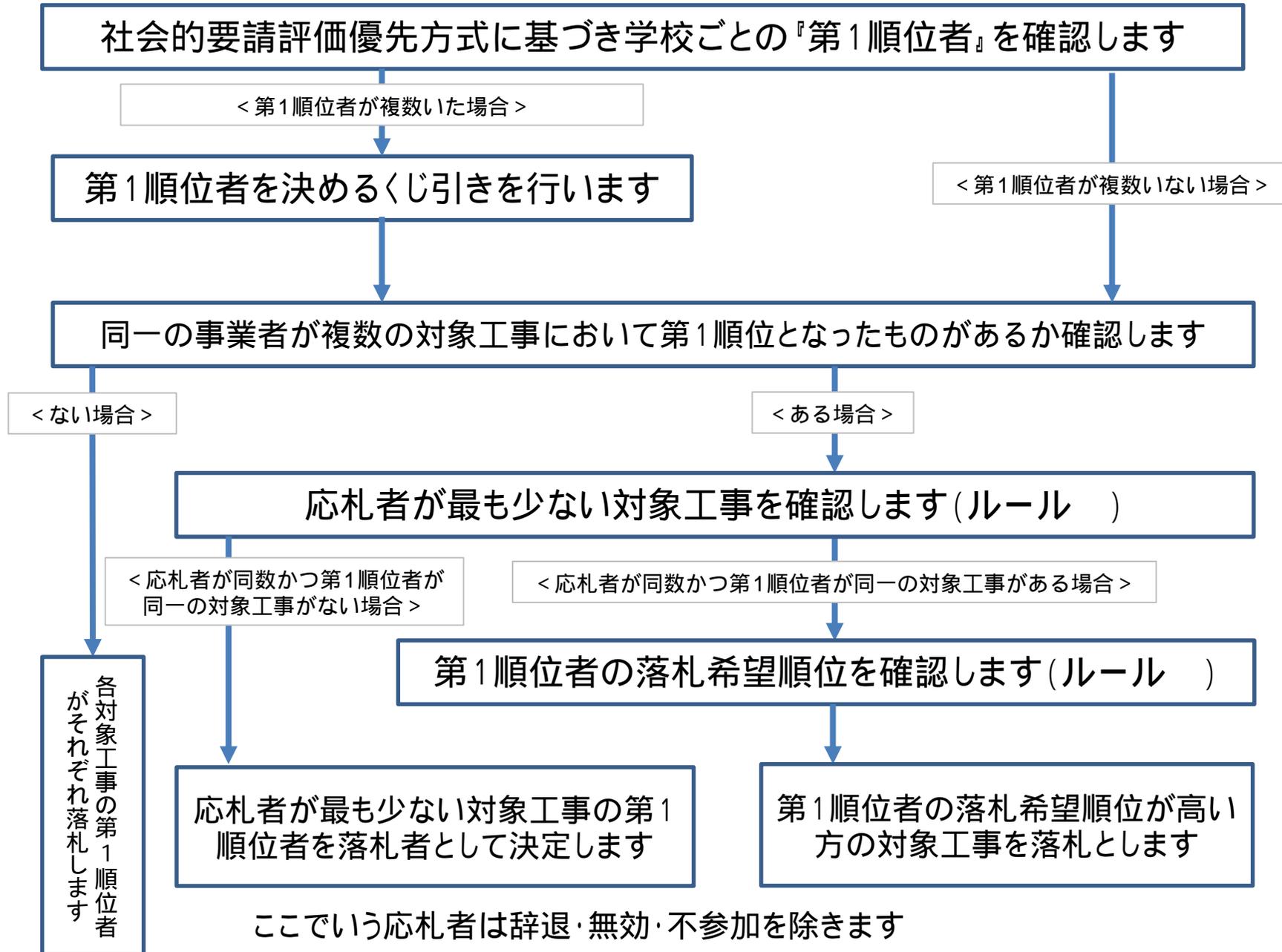
- ・事業者の受注機会の拡大
- ・円滑な学校改築事業の実施

# 落札者決定順ルール

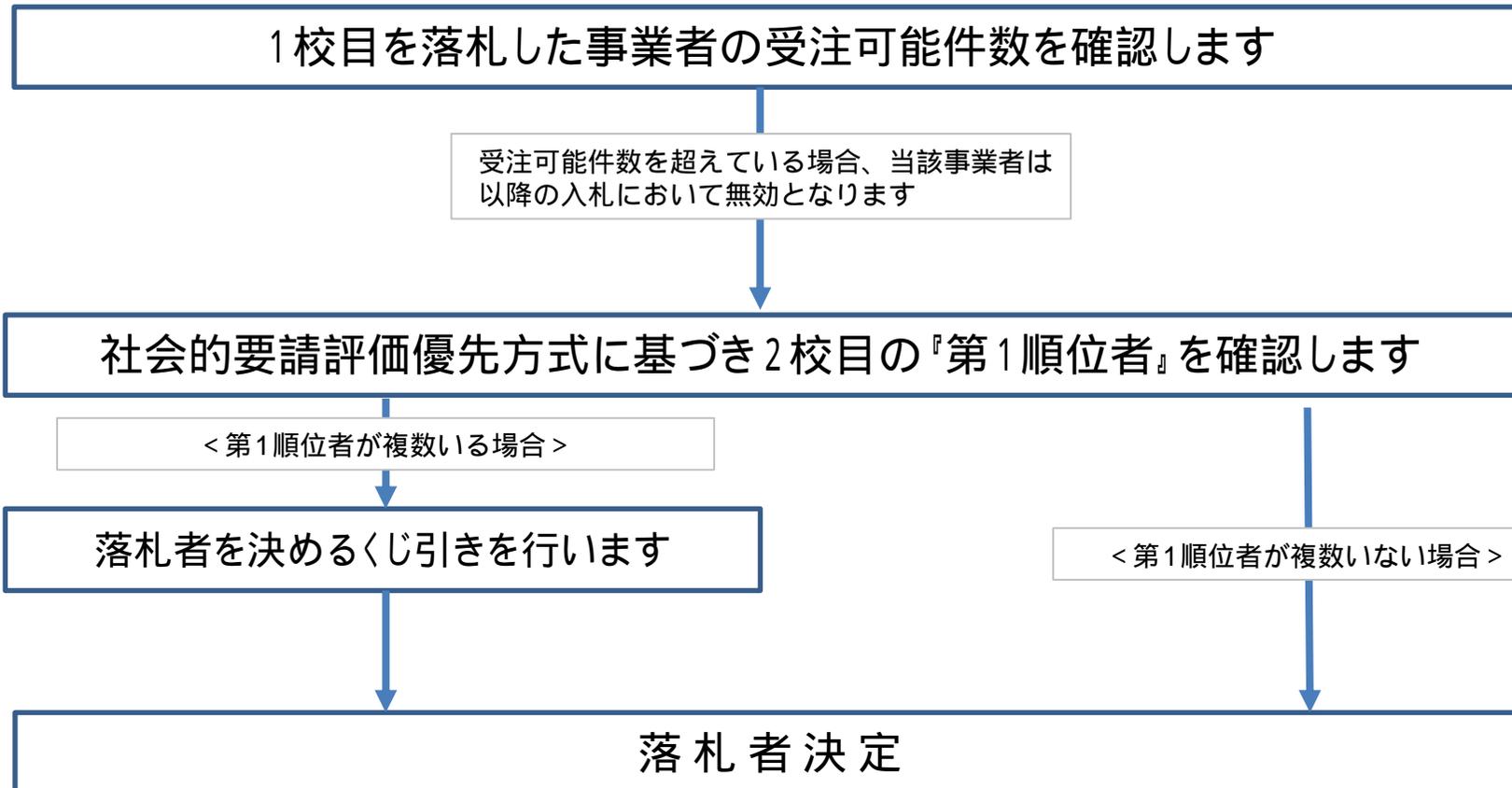
同時期に公告される学校改築事業2件のうち、有効な価格札を応札した数が最も少ない対象工事から落札者を決定します(ルール )。なお、有効な価格札の応札者数が同数かつ第一順位者が同一の対象工事においては、予め提出した落札希望順位に従い、落札する対象工事及び落札者を決定します(ルール )。

# 落札者決定の流れ

## 【落札者決定 1校目】



## 【落札者決定 2校目】



# 落札者決定例による説明

## 落札者決定例

### STEP 1 : 社会的要請評価優先方式に基づき社会的要請評価点が20点以上か確認する

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定			
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
<b>A事業者 (JV)</b>  受注可能件数 <sup>1</sup> : 2	評価点	52点 社会 : 20点   価格 : 32点	
	落札希望順位	1番	
<b>B事業者 (単独)</b>  受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	60点 社会 : 38点   価格 : 22点	60点 社会 : 35点   価格 : 25点
	落札希望順位	1番	2番
<b>C事業者 (単独)</b>  受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	56点 社会 : 18点   価格 : 38点 ×	
	落札希望順位	1番	

1 受注可能件数 : 前年度における受注がないことを想定

## 落札者決定例

### STEP 2 : 社会的要請評価点が20点以上の者のうち、総合評価点が最も高い者（第1順位者）を確認する

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定			
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 2	評価点	52点 社会: 20点   価格: 32点	
	落札希望順位	1番	
B事業者 (単独)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	60点 社会: 38点   価格: 22点	60点 社会: 35点   価格: 25点
	落札希望順位	1番	2番
C事業者 (単独)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	56点 社会: 18点   価格: 38点 ×	
	落札希望順位	1番	

1 受注可能件数：前年度における受注がないことを想定

## 落札者決定例

### STEP 3 : 複数の学校で第1順位になった事業者の有無を確認

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定			
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 2	評価点	52点 社会: 20点   価格: 32点	
	落札希望順位	1番	
B事業者 (単独)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	60点 社会: 38点   価格: 22点	60点 社会: 35点   価格: 25点
	落札希望順位	1番	2番
C事業者 (単独)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	56点 社会: 18点   価格: 38点	
	落札希望順位	1番	

B事業者が2校で第1順位になっている

1 受注可能件数 : 前年度における受注がないことを想定

# 落札者決定例

## STEP 4 : ルール 適用 ( 応札者が最も少ない対象工事を確認 )

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		2 番目	1 番目
ルール : 落札希望順位により決定 ( 応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合 )			
A事業者 (JV) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 2	評価点	52点 社会: 20点   価格: 32点	
	落札希望順位	1番	
B事業者 (単独) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	60点 社会: 38点   価格: 22点	60点 社会: 35点   価格: 25点
	落札希望順位	1番	2番
C事業者 (単独) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	56点 社会: 18点   価格: 38点 ×	
	落札希望順位	1番	

学校Yの応札者は1者で最も少ない

1 受注可能件数 : 前年度における受注がないことを想定

## 落札者決定例

### STEP 5 : 応札者が少ない学校 Y から落札者を決定

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		2 番目	1 番目
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 2	評価点	52点 社会 : 20点   価格 : 32点	
	落札希望順位	1番	
B事業者 (単独) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	60点 社会 : 38点   価格 : 22点	60点 (落札) 社会 : 35点   価格 : 25点
	落札希望順位	1番	2番
C事業者 (単独) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	56点 社会 : 18点   価格 : 38点 ×	
	落札希望順位	1番	

1 受注可能件数 : 前年度における受注がないことを想定

# 落札者決定例

## STEP 6 : 1校目を落札した事業者の受注可能件数を確認

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		2 番目	1 番目
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 2	評価点	52点 社会: 20点   価格: 32点	
	落札希望順位	1 番	
B事業者 (単独) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 1 <sup>2</sup>	評価点	60点 社会: <b>無効</b>   価格: 22点	60点 (落札) 社会: 35点   価格: 25点
	落札希望順位	1 番	2 番
C事業者 (単独) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	56点 社会: 18点   価格: 38点 ×	
	落札希望順位	1 番	

B事業者は1校しか受注できないため、次の入札は無効となる

- 1 受注可能件数：前年度における受注がないことを想定
- 2 学校Y受注のため、残りの受注可能件数は0となる

## 落札者決定例

### STEP 7 : 社会的要請評価優先方式に基づき社会的要請評価点が20点以上か確認する

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		2 番目	1 番目
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 2	評価点	52点 社会 : 20点   価格 : 32点	
	落札希望順位	1 番	
B事業者 (単独)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 1 <sup>2</sup>	評価点	60点 社会 : <span style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">無効</span> : 22点	60点 (落札) 社会 : 35点   価格 : 25点
	落札希望順位	1 番	2 番
C事業者 (単独)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	56点 社会 : 18点   価格 : 38点 ×	
	落札希望順位	1 番	

- 1 受注可能件数 : 前年度における受注がないことを想定  
 2 学校Y受注のため、残りの受注可能件数は0となる

## 落札者決定例

### STEP 8 : 社会的要請評価点が20点以上の者のうち、総合評価点が最も高い者（第1順位者）を確認する

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		2 番目	1 番目
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 2	評価点	52点 社会 : 20点   価格 : 32点	
	落札希望順位	1番	
B事業者 (単独)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 1 <sup>2</sup>	評価点	60点 社会 : <span style="background-color: #cccccc; color: white; padding: 2px;">無効</span> : 22点	60点 (落札) 社会 : 35点   価格 : 25点
	落札希望順位	1番	2番
C事業者 (単独)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	56点 社会 : 18点   価格 : 38点 ×	
	落札希望順位	1番	

- 1 受注可能件数 : 前年度における受注がないことを想定  
 2 学校Y受注のため、残りの受注可能件数は0となる

## STEP 9 : 残った学校Xの落札者を決定

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		2 番目	1 番目
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 2	評価点	52点 (落札) 社会 : 20点   価格 : 32点	
	落札希望順位	1 番	
B事業者 (単独) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 1 <sup>2</sup>	評価点	60点 社会 <b>無効</b> : 22点	60点 (落札) 社会 : 35点   価格 : 25点
	落札希望順位	1 番	2 番
C事業者 (単独) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	56点 社会 : 18点   価格 : 38点 ×	
	落札希望順位	1 番	

- 1 受注可能件数 : 前年度における受注がないことを想定
- 2 学校Y受注のため、残りの受注可能件数は0となる

# 落札者決定例

## 結果

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		2 番目	1 番目
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 2	評価点	<b>落札</b> 52点 社会: 20点   価格: 32点	
	落札希望順位	1番	
B事業者 (単独)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 1 <sup>2</sup>	評価点	60点 社   <b>学校Y落札により無効</b>   点	<b>落札</b> 60点 社会: 35点   価格: 25点
	落札希望順位	1番	2番
C事業者 (単独)  受注可能件数 <sup>1</sup> : 1	評価点	56点 社会: 18点   価格: 38点 x	
	落札希望順位	1番	

- 1 受注可能件数：前年度における受注がないことを想定
- 2 学校Y受注のため、残りの受注可能件数は0となる

# 予め提出した落札希望順位が反映される例

## 落札者決定例

### STEP 1 : 社会的要請評価優先方式に基づき社会的要請評価点が20点以上か確認する

対象校		学校X	学校Y
ルール :			
応札者が少ない対象工事から決定			
ルール :			
落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV)	評価点	52点 社会：20点   価格：32点	54点 社会：22点   価格：32点
	受注可能件数 1:2 落札希望順位	1番	2番
B事業者 (単独)	評価点	60点 社会：38点   価格：22点	60点 社会：35点   価格：25点
	受注可能件数 1:1 落札希望順位	1番	2番

1 受注可能件数：前年度における受注がないことを想定

# 予め提出した落札希望順位が反映される例

## 落札者決定例

**STEP 2 : 社会的要請評価点が20点以上の者のうち、総合評価点が最も高い者（第1順位者）を確認する**

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定			
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV)  受注可能件数 1:2	評価点	52点 社会:20点 価格:32点	54点 社会:22点 価格:32点
	落札希望順位	1番	2番
B事業者 (単独)  受注可能件数 1:1	評価点	60点 社会:38点 価格:22点	60点 社会:35点 価格:25点
	落札希望順位	1番	2番

1 受注可能件数：前年度における受注がないことを想定

# 予め提出した落札希望順位が反映される例

## 落札者決定例

### STEP 3 : 複数の学校で第1順位になった事業者の有無を確認

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定			
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV)  受注可能件数 1:2	評価点	52点 社会:20点 価格:32点	54点 社会:22点 価格:32点
	落札希望順位	1番	2番
B事業者 (単独)  受注可能件数 1:1	評価点	60点 社会:38点 価格:22点	60点 社会:35点 価格:25点
	落札希望順位	1番	2番

B事業者が2校で第1順位になっている

# 予め提出した落札希望順位が反映される例

## 落札者決定例

### STEP 4 : ルール を適用した結果、同数のため、ルール を適用

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		1番目	1番目
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV) 受注可能件数 1:2	評価点	52点 社会: 20点 価格: 32点	54点 社会: 22点 価格: 32点
	落札希望順位	1番	2番
B事業者 (単独) 受注可能件数 1:1	評価点	60点 社会: 38点 価格: 22点	60点 社会: 35点 価格: 25点
	落札希望順位	1番	2番

応札者数が同数かつ第一順位者が同一のため、ルール を適用する

1 受注可能件数：前年度における受注がないことを想定

# 予め提出した落札希望順位が反映される例

## 落札者決定例

### STEP 5 : 第1順位者の落札希望順位に基づき、学校Xの落札者を決定

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		1番目	1番目
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV)	評価点	52点 社会 : 20点    価格 : 32点	54点 社会 : 22点    価格 : 32点
	受注可能件数 1 : 2 落札希望順位	1番	2番
B事業者 (単独)	評価点	60点 (落札) 社会 : 38点    価格 : 22点	60点 社会 : 35点    価格 : 25点
	受注可能件数 1 : 1 落札希望順位	1番	2番

B事業者は学校Xの方が希望順位が高い

1 受注可能件数 : 前年度における受注がないことを想定

# 予め提出した落札希望順位が反映される例

## 落札者決定例

### STEP 6 : 1校目を落札した事業者の受注可能件数を確認

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		1番目	1番目
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV)	評価点	52点 社会 : 20点 : 価格 : 32点	54点 社会 : 22点 : 価格 : 32点
	受注可能件数 <sup>1</sup> : 2	落札希望順位 1番	2番
B事業者 (単独)	評価点	60点 (落札) 社会 : 38点 : 価格 : 22点	60点 社会 : <b>無効</b> 5点
	受注可能件数 <sup>1</sup> : 1 <sup>2</sup>	落札希望順位 1番	2番

B事業者は1校しか受注できないため、次の入札は無効となる

- 1 受注可能件数 : 前年度における受注がないことを想定
- 2 学校X受注のため、残りの受注可能件数は0となる

# 予め提出した落札希望順位が反映される例

## 落札者決定例

### STEP 7 : 社会的要請評価優先方式に基づき社会的要請評価点が20点以上か確認する

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		1番目	1番目
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV) 受注可能件数 1 : 2	評価点	52点 社会 : 20点 : 価格 : 32点	54点 社会 : 22点 : 価格 : 32点
	落札希望順位	1番	2番
B事業者 (単独) 受注可能件数 1 : 1 <sup>2</sup>	評価点	60点 (落札) 社会 : 38点 : 価格 : 22点	60点 社会 : <b>無効</b> 5点
	落札希望順位	1番	2番

- 1 受注可能件数 : 前年度における受注がないことを想定
- 2 学校X受注のため、残りの受注可能件数は0となる

# 予め提出した落札希望順位が反映される例

## 落札者決定例

**STEP 8 : 社会的要請評価点が20点以上の者のうち、総合評価点が最も高い者（第1順位者）を確認する**

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		1番目	1番目
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 2	評価点	52点 社会: 20点 : 価格: 32点	54点 社会: 22点 : 価格: 32点
	落札希望順位	1番	2番
B事業者 (単独) 受注可能件数 <sup>1</sup> : 1 <sup>2</sup>	評価点	60点 (落札) 社会: 38点 : 価格: 22点	60点 社会: <b>無効</b> 5点
	落札希望順位	1番	2番

- 1 受注可能件数: 前年度における受注がないことを想定
- 2 学校X受注のため、残りの受注可能件数は0となる

# 予め提出した落札希望順位が反映される例

## 落札者決定例

### STEP 9 : 残った学校 Y の落札者を決定

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		1番目	1番目
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV)	評価点	52点 社会 : 20点 : 価格 : 32点	54点 (落札) 社会 : 22点 : 価格 : 32点
	受注可能件数 <sup>1</sup> : 2	落札希望順位	2番
B事業者 (単独)	評価点	60点 (落札) 社会 : 38点 : 価格 : 22点	60点 社会 : <b>無効</b> 5点
	受注可能件数 <sup>1</sup> : 1 <sup>2</sup>	落札希望順位	2番

- 1 受注可能件数 : 前年度における受注がないことを想定
- 2 学校X受注のため、残りの受注可能件数は0となる

# 予め提出した落札希望順位が反映される例

## 落札者決定例

### 結果

対象校		学校X	学校Y
ルール : 応札者が少ない対象工事から決定		1番目	1番目
ルール : 落札希望順位により決定 (応札者が同数かつ第一順位者が同一の場合)			
A事業者 (JV)  受注可能件数 1 : 2	評価点	52点 社会 : 20点   価格 : 32点	<b>落札</b> 54点 社会 : 22点   価格 : 32点
	落札希望順位	1番	2番
B事業者 (単独)  受注可能件数 1 : 1 <sup>2</sup>	評価点	<b>落札</b> 60点 社会 : 38点   価格 : 22点	60点 学校X落札により無効
	落札希望順位	1番	2番

- 1 受注可能件数 : 前年度における受注がないことを想定
- 2 学校X受注のため、残りの受注可能件数は0となる

## < 参考 > 学校改築事業における落札者決定の根拠について

入札説明書に掲載する「落札者決定基準」は、以下の条例に基づき定めています。

### < 江戸川区公共調達基本条例 >

#### (落札者決定基準)

第十七条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、当該入札に係る申込みのうち、価格及び特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現のための条件が区にとって最も有利なものを落札者とするための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

2 区長は、落札者決定基準を定めるときは、特定公共工事の公共工事過程において、基本理念及び公共工事等についての指針が最大限に実現されるよう配慮しなければならない。

3 区長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かななければならない。

4 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札を行おうとするときは、当該入札に係る落札者決定基準を公告しなければならない。

#### (落札者の決定)

第十八条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札においては、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しなければならない。

2 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定するときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定したときは、落札者の決定の理由及びそれに対する江戸川区公共調達審査会の意見を公表しなければならない。